主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田口邦雄、同本渡章の上告趣意のうち公職選挙法一三八条一項、二三九条 三号の違憲(憲法前文、一五条、二一条一項違反)をいう点は、公職選挙法の右各 条項が憲法前文、一五条、二一条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判 例(最高裁昭和二四年(れ)第二五九一号同二五年九月二七日大法廷判決・刑集四 巻九号一七九九頁、同四三年(あ)第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・ 刑集二三巻四号二三五頁)の趣意とするところであり、公職選挙法一四六条一項、 二四三条五号の違憲(憲法前文、一五条、二一条一項違反)をいう点は、公職選挙 法の右各条項が憲法前文、一五条、二一条一項に違反するものでないことは、当裁 判所の判例(最高裁昭和二八年(あ)第四〇三〇同三〇年三月三〇日大法廷判決・ 刑集九巻三号六三五頁)の趣旨とするところであり、公職選挙法二五二条の違憲( 憲法前文、一五条違反)をいう点は、公職選挙法の右条項が憲法前文、一五条に違 反するものでないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和二四年(れ)第一九〇九号 同二五年四月二六日大法廷判決・刑集四巻四号七〇七頁、同二九年(あ)第四三九 号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁)の趣旨とするところであ るから、所論はいずれも理由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法 四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五六年六月一八日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 団 藤 重 光

 裁判官 藤 崎 萬 里

裁判官	本	Щ		亨	
裁判官	中	村	治	朗	
裁判官	谷	П	正	孝	